

第4補給処公示第25号
令和4年2月22日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
藤本 芳信

契約条項の一部改正について

- Ⅱ 特約条項 18 「現地整備役務請負（基本）契約に関する特約条項」
- Ⅱ 特約条項 20 「整備技術利用等役務請負契約に関する特約条項」
- Ⅱ 特約条項 22 「調査役務請負契約に関する特約条項」
- Ⅱ 特約条項 28 「プログラム等の維持契約に関する特約条項」

各特約条項の別紙様式第5を別添1「発生費用報告書」のとおり改正しましたのでお知らせします。改正後の各特約条項は、別添2から別添5のとおりとなり、令和4年4月1日以降の該当契約に適用されます。

なお、第4補給処調達部ホームページに掲載されている特約条項につきましては、令和4年3月31日に更新予定です。

- 添付書類：1 発生費用報告書
- 2 現地整備役務請負（基本）契約に関する特約条項
 - 3 整備技術利用等役務請負契約に関する特約条項
 - 4 調査役務請負契約に関する特約条項
 - 5 プログラム等の維持契約に関する特約条項

現地整備役務請負（基本）契約に関する特約条項

甲及び乙は、現地整備役務請負契約に関し、次の特約条項を定める

（整備通知書）

第 1 条 甲は、仕様書等の定めるところにより、役務内容を別紙様式第 1 の整備（役務）通知書（以下「通知書」という。）を発行し、通知するものとする。

（役務の履行）

第 2 条 乙は、役務を部隊等で履行する場合は、あらかじめ履行先の部隊等と履行するための問題点について調整するとともに、整備員の氏名、到着日時、その他必要事項を通知するものとする。

2 乙は、役務の履行に先立って通知書を部隊等の監督官に提示しなければならない。

（整備員届）

第 3 条 乙は、甲が特に通知する場合を除き、役務の履行に先立ち、整備員届（別紙様式第 2）を 2 部甲に届出るものとする。

2 甲は、甲の都合により乙の提供した整備員の変更を乙に要求することができる。

（就業時間）

第 4 条 乙の整備員が部隊等で役務を実施する場合の就業時間は、監督官が特に通知する場合を除き、原則として部隊等の日課に合わせて作業を行うものとする。

（整備員の交代）

第 5 条 乙は、整備員を交代させようとする場合は、監督官を通じ甲に申し出るものとする。ただし、第 3 条第 2 項の場合は、この限りでない。

（役務時間の確認）

第 6 条 乙は、当該役務を履行したときは、当該役務時間について別紙様式第 3 又は第 4 により監督官の確認を受けなければならない。ただし、原則として確定契約及び甲が特に通知した場合はこの限りでない。

（契約不適合の修補等請求期限内契約物品）

第 7 条 乙は、役務を履行するにあたり、当該契約物品が、契約不適合の修補等請求期限内と認めた場合は、監督官の確認を得たのち、甲に届出、その処置について調整しなければならない。

（給付完了の証）

第 8 条 乙は、役務を終了し合格と判定された場合には、給付完了の証として検査調書の交付が受けられる。

（発生費用の報告）

第 9 条 乙は、通知書に基づく役務が完了した場合は、当該役務に要した費用を集計し別紙様式第 5 により甲に報告しなければならない。

通知番号：第 号 年 月 日			
殿			
分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第 4 補給処調達部長			
整 備 (役 務) 通 知 書			
現地整備役務請負契約に基づき、次のとおり通知します。			
契 約 内 容	統 制 番 号 (調達要求番号)		契 約 件 名
	契 約 番 号		履 行 場 所
	契 約 年 月 日		履 行 期 間
役務通知事項			
役 務 実 施 場 所			
役 務 開 始 予 定 期 日			
人 数			
細 部 事 項			
関 連 文 書			

分任支負担行為担当官 航空自衛隊第4補給処調達部長 殿		年 月 日					
整 備 員 届		会社名					
次のとおり届出ます。		契約番号第 () 号 ()					
No.	氏 名	年 齢	地位及び職務内容	直接工 の区分 間接工	資格・免許・特技等	整備員としての経験の有無、 役務先等、回数、作業内容	考 備
上記を確認しました。							
年 月 日		分任支負担行為担当官 航空自衛隊第4補給処調達部長					

役務時間確認書

契約相手方				
契約件名				
契約番号		契約年月日		
役務実施年月日	年 月 日			
役務実施者氏名	所属会社名	所属部門	役務時間	備考
上記のとおり確認する。 年 月 日				
分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第4補給処 調達部長		殿	監督官 所属 階級氏名	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日				
			役務実施 責任者氏名	

- 注1 確認書は3部作成し、次のとおり送付する。
 分任支出負担行為担当官 × 1
 契約相手方（役務実施責任者）× 1、監督官× 1
- 2 役務時間は、時間単位として「分」は10進法により時間に換算する。
 この場合、最小単位は0.05とし以下は切捨てる。

役 務 時 間 確 認 書

契約相手方			調達要求番号			契約年月日																												
契約件名			契約番号																															
役務実施者氏名	年	月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
所属会社名	所属部門																																	
役 務 時 間 計																																		
役 務 実 施 責 任 者																																		
			認		印																													

上記のとおり確認する。
 年 月 日
 監督官 氏名
 所属階級 氏名

- 注：1 確認書は3部作成し、次のとおり送付する。
 分任支出席担任担当官×1
 契約相手方（役務実施責任者）×1、監督官×1
 2 役務時間は、時間単位として「分」は10進法により時間に換算する。この場合、最小単位は0.05とし以下は切捨てる。

整備技術利用等役務請負契約に関する特約条項

甲及び乙は、整備技術利用等役務請負契約に関し、次の特約条項を定める。

(役務通知書)

第 1 条 甲は、仕様書等の定めるところにより、乙に対して整備技術利用等（以下「役務」という。）を通知する場合は、別紙様式第 1 の役務通知書をもって行うものとする。

(細部役務通知書)

第 2 条 監督官は、仕様書等の定めるところにより、乙に対して役務を通知する場合は、別紙様式第 3 の細部役務通知書をもって行なうものとする。

(駐在技術員（臨時技術員）届)

第 3 条 乙は、速やかに、当該駐在技術員又は臨時技術員が十分な知識、技能及び経験を有することを証する駐在技術員（臨時技術員）届（別紙様式第 2）2 部を提出し、甲の確認を受け、駐在技術員又は臨時技術員に携行させるものとする。

2 甲は、甲の都合により乙の提供した駐在技術員又は臨時技術員の変更を乙に要求することができる。

(部隊等への通知)

第 4 条 乙は、この契約に定めるところにより部隊等で役務を実施する場合は、速やかに履行先の部隊等と役務を履行するための細部について調整するとともに、駐在技術員又は臨時技術員の氏名、到着日時、その他必要事項を通知するものとする。

(就業時間)

第 5 条 乙が役務を履行する就業時間は、監督官が特に通知する場合を除き、原則として部隊等の日課に合わせて作業を行うものとする。

(駐在技術員又は臨時技術員の交代)

第 6 条 乙は、駐在技術員又は臨時技術員を交代させようとする場合は、監督官を通じ、甲に申し出るものとする。なお、第 3 条第 2 項の場合は、この限りでない。

(駐在技術員又は臨時技術員の一時帰社等)

第 7 条 甲は、駐在技術員又は臨時技術員の一時帰社等の必要を認めた場合は、監督官が交付する細部役務通知書をもって示す。

(役務時間の確認)

第 8 条 乙は、役務を履行したときは、当該役務時間について、別紙様式第 3 又は第 4 により、監督官の確認を受けなければならない。ただし、原則として確定契約及び甲が特に通知した場合は、この限りでない。

(給付完了の証)

第 9 条 乙は、役務の給付が完了したときは、給付完了の証として検査調書の交付が受けられる。

(発生費用の報告)

第 10 条 乙は、通知書に基づく役務が完了した場合は、当該役務に要した費用を集計し、別紙様式第 5 により報告しなければならない。ただし、確定契約及び甲が特に通知した場合は、この限りでない。

通知番号：第 号
年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長

役 務 通 知 書

整備技術利用等契約に基づき、次のとおり通知します。

契 約 内 容	統制番号 (調達要求番号)		契約件名	
	契約番号		履行場所	
	契約年月日		履行期間	
役 務 内 容	役務実施場所			
	人 数	名		
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
	役務内容			
備 考				

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処
調達部長 殿

会社名

駐在技術員（臨時技術員届）

年 月 日

契約番号第 号（ ）

次のとおり届出ます。

No.	氏名	年齢	地位及び職務内容	直接工 の区分 間接工	資格・免許・特技等	駐在技術員（臨時技術員）と しての経験の有無、役務先等 、回数、作業内容	備考

上記を確認しました。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処
調達部長

注： 駐在技術員届として使用する場合には、「臨時技術員」の文字を、臨時技術員届として使用する場合には、「駐在技術員」の文字を抹消する。

細部役務通知書・役務確認書							
細 部	会社等名			年 月 日			
	代表者名			監督官 部隊等名 階級氏名			
役 務 通 知 書	次の契約に関する役務通知に基づき、次のとおり通知します。						
	契 約 内 容	契 約 番 号		役務通知番号			
		契 約 年 月 日					
		役務提供期間		役務提供場所			
役 務 通 知 事 項							
役 務 確 認 書	月 日	時 間	役 務 内 容	氏 名	直接工 間接工 の区分	実 績 数	備考
	上記を確認した。 <div style="text-align: right;"> 監督官 部隊等名 階級氏名 </div>						

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第 4 補給処調達部長
殿

年 月 日

住 所
社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

発生費用報告書

統 制 番 号 :
調 達 要 求 番 号 :
契 約 番 号 : 年 度 第 号
(契 約 年 月 日) : (年 月 日)
品 名 :
契約金額(A) ¥ . -

発生累計額(B) ¥ . -

差引残額(C)=(A)-(B) ¥ . -

発生費用内訳表

NO.	報告日	通知 番号	通知 要求 番号	実施場所	役務 完了日	発生見込額 (税込)	備考
(B) 発生累計額							

注 役務の完了の都度提出するものとする。ただし同時期に複数の役務が完了したものについては、1枚にまとめることを可とする。役務が完了した順に記載するものとする。

調査役務請負契約に関する特約条項

甲及び乙は、調査役務請負契約に関し、次の特約条項を定める。

(調査通知書)

第 1 条 甲は、仕様書等の定めるところにより、乙に対して調査役務（以下「役務」という。）を通知する場合は、別紙様式第 1 の調査（役務）通知書（以下「通知書」という。）をもって行うものとする。

(調査実施計画書の作成)

第 2 条 乙は、仕様書等で甲が特に通知した場合は、この役務の履行に先立って、次に掲げる該当項目を明らかにした調査実施計画書を 3 部提出し、甲の確認を受けなければならない。

- (1) 調査の実施予想時間
- (2) 調査の実施要領及び方法
- (3) 調査に必要な概算費用（通知書によらない場合は除く。）
- (4) 調査人員
 - ア 部隊 名
 - イ 会社 名
- (5) 調査の実施場所
- (6) 調査報告書の提出時期
- (7) その他必要事項

2 乙は、前項により確認された計画書の一部又は全部を変更しようとする場合は、変更理由を明らかにした変更計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、甲の都合により調査実施計画書の変更を乙に要求することができる。

(技術員届)

第 3 条 乙は、役務を部隊等で履行する場合は、当該技術員が十分な知識、技能及び経験を有することを証する技術員届（別紙様式第 2）を 2 部提出し、甲の確認を受け、技術員に携行させるものとする。

2 甲は、甲の都合により乙の提供した技術員の変更を乙に要求することができる。

(部隊等への通知)

第 4 条 乙は、役務を部隊等で履行する場合は、履行に先立ち実施部隊等と役務を履行

するための問題点について調整するとともに、技術員の氏名、到着日時、その他必要事項を通知するものとする。

(役務の履行)

第 5 条 乙は、役務を履行する場合は、原則として第 2 条で定めた調査実施計画書の甲による確認後、履行を行うものとする。

(就業時間)

第 6 条 乙が部隊等で役務を実施する場合の就業時間は、監督官が特に通知する場合を除き、部隊等の日課に合わせて行うものとする。

(技術員の交代)

第 7 条 乙は、技術員を交代させようとする場合は、監督官を通じ、甲に申し出るものとする。なお、第 3 条第 2 項の場合は、この限りでない。

(役務時間の確認)

第 8 条 乙は、部隊等で役務を履行したときは、当該役務時間について、別紙様式第 3 又は第 4 により、監督官の確認を受けなければならない。ただし、原則として確定契約をした場合又は役務の履行が乙の工場内で実施された場合はこの限りでない。

(調査報告書の提出)

第 9 条 乙は、役務の終了後、速やかに調査報告書(様式随意)3部を作成し、監督官の確認を得たのち、甲に提出するものとする。

(官給品等の取扱い)

第 10 条 役務の履行に必要な官給品等の取扱いは、一般契約条項並びに仕様書等に定めるところによる。

(給付完了の証)

第 11 条 乙は、役務を終了したときは、給付完了の証として検査調書の交付が受けられる。

(発生費用の報告)

第 12 条 乙は、通知書に基づく役務が終了した場合は、当該役務に要した費用を集計し、別紙様式第 5 により報告しなければならない。ただし、確定契約及び甲が特に通知した場合は、この限りでない。

通知番号：第 号
年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処
調達部長

調 査 (役 務) 通 知 書

調査役務請負契約に基づき、次のとおり通知します。

契 約 内 容	統 制 番 号 (調達要求番号)		契 約 件 名	
	契 約 番 号		履 行 場 所	
	契 約 年 月 日		履 行 期 間	
調 査 通 知 事 項				
調 査 の 対 象				
調 査 の 期 間				
調 査 の 実 施 場 所				
調 査 の 内 容				
注：各項目の細部については、別紙とすることができる。				

分任支出行為担当官 航空自衛隊第4補給処 調達部長 殿		会社名		年 月 日			
技 術 員 届							
次のとおり届出ます。							
No.	氏 名	年 齢	地位及び職務内容	直接工 の区分 間接工	資格・免許・特技等	技術員としての経験の有無、 役務先等、回数、作業内容	備考
上記を確認しました。						分任支出行為担当官 航空自衛隊第4補給処長 調達部長	
年 月 日							

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長

年 月 日

殿

住 所
社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

発生費用報告書

統 制 番 号 :
調 達 要 求 番 号 :
契 約 番 号 : 年 度 第 号
(契 約 年 月 日) : (年 月 日)
品 名 :
契約金額(A) ¥ . -

発生累計額(B) ¥ . -

差引残額(C)=(A)-(B) ¥ . -

発生費用内訳表

NO.	報告日	通知 番号	通知 要求 番号	実施場所	役務 完了日	発生見込額 (税込)	備考
(B)発生累計額							

注 役務の完了の都度提出するものとする。ただし同時期に複数の役務が完了したものについては、1枚にまとめることを可とする。役務が完了した順に記載するものとする。

プログラム等の維持契約に関する特約条項

甲及び乙は、プログラム等の維持契約に関し、次の特約条項を定める。

(役務通知書)

第 1 条 甲は、仕様書等の定めるところに基づき、プログラム等の維持に関する役務（以下「役務」という。）を乙に通知する場合は、別紙様式第 1 の役務通知書（以下「通知書」という。）をもって行うものとする。

(役務の履行)

第 2 条 乙は、前条に定める通知があった場合は、当該通知書に基づき役務を履行しなければならない。

2 乙は、役務の履行に先立って通知書を部隊等の監督官に呈示しなければならない。

(実施計画書)

第 3 条 乙は、仕様書等で甲が特に通知した場合は、この役務の履行に先立って、実施計画書 3 部を提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 甲は、甲の都合により実施計画書の変更を乙に要求することができる。

(技術員届)

第 4 条 乙は、甲が特に通知する場合のほか、仕様書等の定めるところに基づき、部隊等で役務を実施する場合には、履行に先立って当該作業に従事する技術員が十分な知識、技能及び経験を有することを証する技術員届（別紙様式第 2）2 部を甲に提出し、確認を受けなければならない。

2 甲は、甲の都合により乙の提供した技術員の変更を乙に要求することができる。

(部隊等への通知)

第 5 条 乙は、部隊等で役務を履行する場合には、あらかじめ履行先の部隊等と役務を履行するための細部について調整するとともに、技術員の氏名、到着日時、その他必要事項を通知するものとする。

(技術員の交代)

第 6 条 乙は、技術員を交代させようとする場合は、部隊等の監督官を通じ甲に申し出るものとする。ただし、第 4 条第 2 項の場合は、この限りでない。

(就業時間)

第 7 条 従業員の就業時間は、原則として乙の規定によるものとする。ただし、部隊等で役務を実施する場合は、現地部隊等の日課時限に合わせるものとする。

(役務時間の確認)

第 8 条 乙は、部隊等で役務を履行した場合には、当該役務時間について、別紙様式第 3 又は第 4 により、監督官の確認を受けなければならない。ただし、原則として確定契約及び甲が特に通知した場合はこの限りでない。

(便宜供与等)

第 9 条 甲は、乙の申し出により、履行先部隊等における可能な範囲内の支援等、必要な便宜を与えるものとする。

(給付完了の証)

第 10 条 乙は、役務の給付が完了したときは、その給付完了の証として検査調書の交付が受けられる。

(契約物品及び官給品等の取扱い)

第 11 条 役務の履行に必要な契約物品及び官給品等の取扱いは、一般契約条項並びに仕様書等に定めるほか、官給品等取扱要領によるものとする。

(契約不適合疑義不具合の届出)

第 12 条 乙は、この契約の履行に当たり、契約不適合疑義不具合を発見した場合は、その旨 届け出て、処置について監督官と調整しなければならない。

(発生費用の報告)

第 13 条 乙は、通知書に基づく役務が完了した場合は、当該役務に要した費用を集計し、別紙様式第 5 により、速やかに甲に報告しなければならない。

通知番号：第 号
年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処
調達部長

役 務 通 知 書

次の契約に関し、次のとおり通知します。

契 約 内 容	統 制 番 号 (調達要求番号)		契 約 件 名	
	契 約 番 号		履 行 場 所	
	契 約 年 月 日		履 行 期 間	
役 務 通 知 事 項				
役 務 内 容	役 務 実 施 場 所			
	人 員 数			
	期 間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)		
	役 務 内 容			
細 部 事 項				
関 連 文 書				

分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第4補給処 調達部長 殿		会社名	契約番号第	号()	年	月	日
技 術 員 届								
次のとおり届出ます。								
No.	氏名	年齢	地位及び職務内容	直接工 の区分 間接工	資格・免許・特技等	技術員としての経験の有無、 役務先等、回数、作業内容	備考	
上記を確認しました。								
年								
月								
日								
分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第4補給処 調達部長								

役務時間確認書

契約相手方				
契約件名				
契約番号		契約年月日		
役務実施年月日	年 月 日			
役務実施者氏名	所属会社名	所属部門	役務時間	備考
上記のとおり確認する。 年 月 日				
分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第4補給処 調達部長		監督官 所属 階級氏名		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日				
役務実施 責任者氏名				

注1 確認書は3部作成し、次のとおり送付する。

分任支出負担行為担当官×1

契約相手方（役務実施責任者）×1、監督官×1

2 役務時間は、時間単位として「分」は10進法により時間に換算する。

この場合、最小単位は0.05とし以下は切捨てる。

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
殿

年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

発生費用報告書

統 制 番 号 :
調 達 要 求 番 号 :
契 約 番 号 : (年度 第 号
(契 約 年 月 日) (年 月 日)
品 名 :
契 約 金 額 (A) ¥ . -
発 生 累 計 額 (B) ¥ . -
差 引 残 額 (C) = (A) - (B) ¥ . -

発生費用内訳表

NO.	報告日	通知 番号	通知 要求 番号	実施場所	役務 完了日	発生見込額 (税込)	備考
(B) 発生累計額							

注 役務の完了の都度提出するものとする。ただし同時期に複数の役務が完了したものの
については、1枚にまとめることを可とする。役務が完了した順に記載するものとする。